

第1回岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会議事録

1 開会の日時及び場所

令和4年4月28日（木） 午後2時00分

岡崎市西庁舎5階 501号室

2 出席委員

木全 和巳 竹中 秀彦 岡田 伸一 小出 信澄 加賀 時男

浅野 宗夫 林 智栄 三浦 博幸 鈴木 壽美 織田 盛久

3 欠席委員

古田 学

4 出席事務局職員

障がい福祉課長 青山 潤子 同副課長 米津 久美

同主任主査 畔柳 直典 同主事 高桑 未紗樹

5 議事の要領

事務局 開会

障がい福祉課長 挨拶

事務局 次第にしたがいまして「3 委員紹介」にまいります。

先ほどの挨拶にもございましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、障がい者福祉専門分科会の開催を見送らせていただいたため、今回が、令和3年から6年を任期とする委員の皆様にお集まりいただく初めての機会でございます。委員の席上に配布をさせていただきました「障がい者福祉専門分科会委員名簿」により、順にお名前を紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

（委員名簿順に紹介）

西三河福祉相談センター古田学様につきましては、児童福祉専門分科会にご出席のため、こちらの分科会は欠席されております。

委員の皆様、委員の任期は令和6年までとなっておりますので、よろしくお願いたします。

事務局 それでは、議事を進めさせていただきます。

先立ちまして、この会場はヒアリンググループを使用させていただいております。発言につきましては、マイクを使ってゆっくり話していただきますようお願いいたします。

(1)会長・副会長の選出についてでございますが、まず、会長の選任につきまして、事務局案を発表させていただき、委員の皆様の承認による方法で決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、事務局案を発表させていただきます。

日本福祉大学の木全委員に会長をお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(拍手)

それでは、木全委員に会長をお願いすることといたします。

それでは、木全会長には、会長席へ移動していただきたいと思います。

よろしくお願いたします。木全会長からご挨拶をお願いたします。

木全会長 挨拶

木全会長 それでは、議事を進めさせていただきます。なお本日は、古田委員の1名の委員様が欠席されております。委員11名中10名出席ということで、過半数に達しておりますので、この分科会の審議については有効になります。

次は、議事録署名のお願いでございます。事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、事務局の方からご提案の方よろしくお願いたします。

事務局 それでは、岡田委員 と 小出委員 をお願いしたいと思います。

木全会長 よろしいでしょうか。お忙しいところ申し訳ありませんが議事録署名のほどお願いたします。次に、副会長の選任につきましては、岡崎市社

会福祉審議会運営規程第5条により、僭越ながら私がお指名をさせていただくということになっております。もう何年のペアになるか分かりませんが、竹中委員に副会長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、御挨拶をお願いいたします。

竹中委員 挨拶

木全会長 それでは、次第に従いまして、一つ一つ議事の方を進めさせていただきたいと思います。

今年は障がい福祉計画とか児童の福祉計画とかは2年目ですかね。そうすると、1年目が全然会えなかったのが、計画の進捗状況のことも知らないままですね。新しい委員の方には計画はお渡しされていますか。

事務局 まだお渡しできていませんので、また、郵送等でご対応させていただきます。

木全会長 新しい委員の方には、今年で2年目になりますので、市の福祉計画、者と児を含めて、そこに基づいて、進捗等とかを進めていくというのが、協議会が応援すると言ったらよいですかね、ここで確認しながらというのがこの役割の一つでもありますので、ぜひ新しく委員になられた方は計画をお読みいただくとありがたいです。

では、議事に従いまして、(2)「令和4年度予算の重点事項について」について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議事(2)「令和4年度予算の重点事項について」

お手元の資料で、上のところに「障がい者地域生活支援業務」と書かれたA4横の資料をご覧ください。こちらは、先の市議会3月定例会に予算の重点事項として提出した資料となります。重点事項として中段の四角1つ目として、障がい児・者を対象とした見守り支援事業を新たに実施いたします。事業の概要といたしましては、GPSなど小型端末により位置情報が検索できる民間サービスの導入初期費用に対し、上限1万円の助成の実施、所在不明時に事故発生等、不測の事態に備えた個人賠償責任保険事業を実施、所在不明時の情報提供呼びかけのため、高齢者の見守りネットワーク事業の対象として障がい児・者を追加。こちら

見守りネットワーク事業につきましては、所在不明の恐れのある方を申請により警察と情報共有し、また、福祉事業者や新聞配達員などからなる「見守り支援員」を結成し、所在不明時の情報提供呼びかけ、早期発見へつなげる事業となっております。こちらの事業の実施により、障がい者の方々の安心した地域生活への支援に努めてまいります。

次に2つ目ですが、障害児・者の相談支援体制の強化を図ってまいります。

近年の児童の通所支援サービスや、精神障害者のサービスの利用者の増加が顕著であり、相談支援専門員の不足が生じている状況でございます。

障がい福祉サービス利用者が様々なサービスを適切に利用するための総合的な支援計画であり、障がい福祉サービス利用の際に作成する「サービス等利用計画」ですが、こちら相談支援専門員が作成する場合と、利用者、家族、支援者などが作成する「セルフプラン」とがありますが、相談支援専門員の不足は、このサービス利用計画にセルフプランが占める率が高くなることにつながっております。

そこで1つ目には、増加する障がい福祉サービス利用相談に対応するため、委託相談支援事業所の体制強化を図ってまいります。

増加する相談件数や実際の相談体制を考慮し、委託料の積算方法のうち、配置された人員が他の障がい福祉サービスの事業と兼務していた場合に実施していた減額調整を廃止し、委託料の増額に見合う相談員の増員を含めた対処を行うなどの相談体制の強化を図ってまいります。

2つ目には相談支援従事者初任者研修受講料補助金を新たに設けます。この補助金は、障がい福祉サービス利用のための支援などを行う「相談支援専門員」を増やすことを目的に、その資格の取得に必要な初任者研修受講に係る費用を補助するもので、令和4年度から新たに実施し、受講に係る費用の2分の1、上限2万5千円の補助を実施するものです。

以上大きく2点を今年度の予算の重点事項として実施してまいります。説明は以上です。よろしく願いいたします。

木全会長 ご説明ありがとうございます。大きく2つ、これは2つともとても良いことだと思いますが、ご質問等ございますでしょうか。

三浦委員 日頃は愛恵協会でやっております。障がい児者の相談体制の強化というところですね。たまたまうちの法人も指定の相談事業と幸田町では基幹相談も担っています。そんな中で、指定相談の方もなかなか色々なものがきて、関連したものをやらされるから、人手が足りない。そこは話し合いながら調整していこうというところですが、基幹の方は、相談の方の困りごとのよりどころとしてきているということで、行政の方とかなり親密にやっていかないと、孤立している感があります。今、幸田のほうで基幹の職員と毎週1回面談をしようということが起こっています。それともう1つです。相談支援従事者は質を高めるために定期的に更新があるのですが、うちは更新を出したけど蹴られてしまいました。なぜかという、法人という、障がいの相談や、生活困窮者の相談とか、就労の方の相談など色々ある中で、たまたま障がい者の狭いところだけでやっていないと、実際にやっているところではないから、だめですよということで切られてしまいました。今日聞いたのですが、なぜという感じですが。岡崎市ではなく、県のことなのですが。うちはずっと同じところではなく異動もあるのに、たまたまはずれていて、今やっていないからだめですよということでした。確かに、資格だけとっておけば何かの時に助かるだろうというレベルでとっている人もいるかもしれませんが、うちはそうではなくて、異動というものがある中で、たまたま今やっていないからということなので、そこらへんは県の人からそう言われたということで市の方から通してきたけれど、もう一回市の人と相談して、県の方に問い合わせてみたらどうかと。それでも理解してくれないなら、今回、それはそれで、そのような事実があったということを書いておいてですね、諦めましょうと。ただ、何かの機会があったら、そういう場で言わせていただこうかなと。たまたま今回出てきたものですから、岡崎で直接やるというわけではないですけども、関係があることですから、ぜひその辺のところも行政としては県の方にも、実際に質を上

げていくなら、そのようなところも理解していただけるとありがたいと思いました。

木全会長 ありがとうございます。事務局の方から今の件について何かありますか。

事務局 今のお話があったのは、相談専門員は更新のために現任研修というものを5年に1回受講する形になっており、主催するのが県でございまして、実施要領に基づいて各事業所の方に照会をさせていただきましたところなんです。今おっしゃられたように、過去何年かの期間中に障がいの相談を何年以上やっていないと、今回受けられませんよという条件付けがあったところでございます。ただ、三浦委員がおっしゃられたとおり、また、相談支援専門員の質であり、人員でありが非常に不足している状況がございますので、いただいた意見をしっかり聞きまして、県の方に伝えさせていただきます。

木全会長 法人によっては、忘れて資格がなくなってしまうたり、本当に色々なことが起こっているんで、特に生活困窮を含め幅広く相談に応じているところは、そのような配慮がないとやれる人がいなくなってしまうので、ぜひよろしく願います。この件に関して他にございますか。

岡崎市は基幹が社協ですか。みんな委託ですか。

事務局 基幹の方は委託をさせていただいております。

木全会長 で、社協が大きな基幹で、委託が愛恵とかのいくつかの委託があるということですか。

事務局 法人としましては4法人に、市を6地区に分けています。

木全会長 その4事業所と別のところにもサービス等利用計画を書く相談があるということですね。

事務局 おっしゃるとおりです。

木全会長 皆さんはよく分かってらっしゃるかと思います。セルフプランの話がありましたけれども、今大人のところで何%くらい残っていて、子供で何%くらい残っているのかを教えてくださいたいです。

事務局 大体の数字になってしまって申し訳ないですが、大人の方が約25%

弱です。県の平均よりだいぶ岡崎市のセルフプランの率が高いような状況がございますので、そこのところは何とかしていきたいというところで、今回新たな補助等を実施させていただいております。児につきましては比較的セルフプラン率が低くなっておりまして、数%というところになっております。

木全会長 珍しいと言えば珍しいですね。大人の方がいっぱい残っていて、子供の放課後のセルフがどうしても多いというところはあるのですが。岡崎はそういう状況なのですね。他皆様のほうから何かございますか。育成会の、GPSのことはどうですか。どれくらい行動障がいや自閉の人で使えそうかとか。

浅野委員 すみません。あまりよく分かっていない状況ではありますけども、話を聞いてよく勉強させていただきたいと思えます。

小出委員 質問ということになるのですが、予算額4億3千万円という限られた中で新たな事業にお金を使うことになるということですよ。ここに書いてある位置情報検索サービス導入費補助金がこれに当たるのかなと見ていたのですが、それでよろしいですか。

事務局 おっしゃるとおりです。

小出委員 そうするとこれ30万円ですよ。そうすると上限1万円ということになると、30人くらいにあたると思いますが、対象になりそうな障がい児は市内にどれくらいいらっしゃるのですか。

事務局 まずは、対象になるのは手帳をお持ちの方、また親御さんや保護者の方が所在不明になる恐れがあるとお考えの場合は、ご申請していただくことが可能な状況でございます。

小出委員 どれくらいの利用率になるのかなとか、逆に言うと、限られた金額の中でどのようにこの金額をひねり出したかということにして、興味本位に近いですけども。

事務局 すみません。予算の策定の際の資料を持ってきていないため、正確なことが申し上げられないのですが。

小出委員 30人ばかりなのかな。もっと多いのかなという気がしますし。実際に

例えば、すでに親御さんの判断でこのようなサービスに入っている人も多いのではないかなという気がします。そうすると、導入費用を後から補助してあげるとかを含めて考えられているのかなと思ひまして質問してみました。

事務局 実際は、こちらは老人の方の、認知症高齢者と一緒に行っている事業になりまして、だいたい認知症高齢者と障がい者の方でいくと、対象の人数で、10分の1くらいというように障がい者の方を見ております。確か、老人が90万くらいということで、30万くらいで考えたのですが、実際に、内容としては、人数を見ているのと、豊田市さんが先行してやっているものですから、そちらの方の実績もお伺いしながら、30件であればおそらく対応できるだろうということで考えました。実際に、強度行動障害の方だと、常に持って歩いていただくことは1つのハードルになりますので、親御さんが持たないかもしれないからとか、やってみたいけれど手が出せないなというところを少しでもお助けできるように、最初の利用者負担金の方を支援させていただいて、通信料等は御自身で見ていただくというような形の支援をさせていただいております。対象者としては、4月1日以降に購入のことを検討されている方です。また、携帯電話のようなGPS機能ではなく、ここセコムとか、どちらかというところ、端末によってご本人様の位置の情報を検索するというところ、必要に応じて調査を派遣しますというような付帯サービスの方のあるようなサービスを対象にさせていた内容になっております。

小出委員 高齢者の徘徊の危険がある方で、GPSを付けている患者さんがみえるのですが、足の甲のところ、靴に付けるものをイメージされているわけですね。

事務局 大人の場合は、靴をということが結構ありますけれど、子供さんだと成長が早いので、靴の中にとというのは難しいのかなと思ひまして、首からぶら下げるとか、通常の小学生のここセコムだと学校のランドセルに付けてというものだと思うのですが、強度行動障害の方ですと、認知症の高齢者の方でも必ず決まった靴にこだわりがある方なら大丈夫ですけ

ど、どうしても飛び出してしまうというところはございますので、なかなか難しいかなという部分はありますが、とにかくやれることはやろうということで、今回支援の形をとりました。

浅野委員 基本的なことを聞きたいのですが、GPSはどこかで状況を検知するのか、携帯電話のようにお母さんと一対一でやるのか、その子がどこかに行ってしまったというのを誰が見ているのかなと思ひまして。

事務局 サービスによっていろいろあるのかと思うのですが、結構あるのは、親御さんがGPSの位置を自分の携帯で確認することできるというのと、サービスを提供している事業所の方が、そのGPSの位置が把握出来て、それによって、付帯サービスで有料にはなりますけども、駆け付けサービスとか、そこに向かって走っていくとか、いくつかございます。

加賀委員 人数30人くらいと言っているけれど、障がい者手帳を持っていたら誰でもではなくて、障がい者手帳の何級までというのはあるのではないですか。手帳だけ持っていれば6級までいけるのかな。実際は、重たい人からですよ。

事務局 実際には、児童の方の場合手帳を持っていない方もいらっしゃいますので、対象者としては知的障がい者と、精神障がい者の手帳をお持ちの方と、児童発達支援の受給者証をお持ちの方が対象になっています。

木全会長 この件についてよろしいでしょうか。

次の議題は資料がいっぱいあると思いますので、そちらの方を進めさせていただきます。それでは、(3)「自立支援協議会の協議事項の報告について」について、ご報告をお願いします。

事務局 それでは、報告をさせていただきます。はじめに自立支援協議会について簡単にご説明させていただきます。お手元の岡崎市障がい者自立支援協議会要綱及び運営規定、またA4の1枚になっております体制図をご覧ください。自立支援協議会は障害者総合支援法で設置が求められており、地域の実情に応じた体制の整備等について、当事者団体の代表、障害福祉サービス事業所、特別支援学校や公共職業安定所の方々に岡崎市は委員をお願いしており、それぞれの立場から協議を行っていただく

場としております。運営については、お手元の岡崎市障がい者自立支援協議会要綱及び運営規定をもとに行わせていただいております。要綱第2条に記載されている事項について協議をしていただき、岡崎市の障がい福祉の施策に繋げていただくような会議となっています。

次に、協議会の体制図の方をご覧ください。1番上に障がい者自立支援協議会があり、その下部組織といたしまして、7つの専門部会を設置しております。各専門部会の審議事項の詳細については、運営規定の別表第1に記載がありますので、またご参照のほどよろしく申し上げます。このような体制で具体的な施策に繋がるような協議をしていただいております。

それでは、自立支援協議会の昨年度の協議事項について報告をさせていただきます。資料「令和3年度岡崎市自立支援協議会取り組みについて」をご覧ください。昨年度は、書面による1回の開催を含め、5回の協議会を開催しました。主な内容としましては、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況の報告を1回目の協議会に、事業所からの日中サービス支援型共同生活援助事業の開始に伴う事業所説明を2回目の協議会で実施しており、それらに対する評価・意見を事業所にフィードバックしています。これらのことは厚生労働省の人員設備及び運営に関する基準に基づき、日中サービスを行っているグループホームが地域に開かれたサービスをすることにより、サービスの質を確保する観点から行われています。その他、各専門部会からの報告、手話言語条例案の報告、地域生活支援拠点等の評価の検討の方を実施いたしました。また、併せて資料として、各専門部会における取り組みを付けさせていただきますので、参考にしていただければと思います。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

木全会長 個々の方の、掻い摘んでいなくて大丈夫ですか。

事務局 それでは、会長からお話ございましたので、専門部会の方についても、掻い摘んで説明の方させていただきます。

まずは、個別支援専門部会がございます。こちら大きくヘルプカード

というものについて検討の方をさせていただきました。委員の皆様はヘルプマークについては御存じでしょうか、今手元には私どもも持ってはいないのですが。ヘルプマークは今、加賀委員がお持ちのようなものがございます。それと同じようなマークがつかまして、また、何か不測の事態、道端で体調が悪くなったとき等に、このような支援をしてくださいみたいな形で、御本人の情報を記載させていただいたようなカードの作成を検討していただきまして、自立支援協議会へ提案をいただきました。また、1番下の方でございます今後の検討といたしましては、ヘルプカードを広く活用できるように周知や見直しを行い、積極的な配布等ができるようにすることと、課題については、部会で話し合いを行い、抽出していくことを考えております。

裏面になりまして、就労支援専門部会です。こちらコロナ状況下ということでございまして、就労支援というところでは非常に各事業所は困難な状況であったということが見受けられます。新規事業所の受入れ定員についてであるとか、情報提供に伴いますフォーマットの方を見直しさせていただいておりまして、事業所等に情報提供の実施をさせていただいております。今後の検討課題といたしまして、事業所情報の更新の継続、事業所フェアの開催、一般就労と福祉的就労の併用事例から見える課題等を今後の検討課題とさせていただきます。

続きまして、地域移行支援専門部会です。こちらの部会では地域移行をスムーズに実施できるように、パンフレットの作成をしております。こちらはそれぞれの立場からどういう支援を行っていくのかを1枚のパンフレットにしまして、スムーズな地域移行をできるように検討をさせていただいております。今後の検討課題につきましては、精神障がいの方の地域移行について、矯正施設や施設入所支援の方の地域移行、高齢者分野との連携について引き続き検討をしていきます。

裏面になりまして、こども発達支援専門部会でございます。こちら大きい話題といたしまして、12月9日に研修の方実施しております。こちら岡崎市民病院の早川医院長を講師としてお招きいたしまして、発達障

が、い児における環境の大切さについて、パネルディスカッション等を実施させていただいております。今後の検討課題といたしましては、昨年度に実施しました研修について、具体的な岡崎モデルや、長期的な研修目標等の設定等について検討してまいります。

続きまして、医療的ケア児支援専門部会でございます。

こちらの医療的ケア児の支援といたしまして、第3号研修ですね。医療的ケアの個人の方に対する支援ができる研修の実施に向けて、検討の方を進めさせていただいております。この部会に限らずですが、新型コロナウイルス感染症の状況により書面開催になってしまうことが多かったというのが少し残念なところではございましたが、次年度も引き続き、実態調査などを行っていきまして、研修実施に向けて動きをとっていきたいと考えております。

裏面にいきまして、権利擁護支援専門部会でございます。こちら、障がい者の方の権利擁護のためのエピソード集の作成について検討をさせていただきました。具体的な事例等をどのようにまとめるか、どのような内容にするかを、当事者の方も参加していただきまして、検討をさせていただきました。こちらコロナの関係で部会の開催がスムーズにいかなかったこともあり、最終的なものの作成できませんでしたが、引き続き、権利擁護を考えるきっかけとなるエピソード集を作成していきたいと考えております。

最後に、障がい者基本計画等推進専門部会でございます。こちらは、令和3年度に新たに設置した部会になりまして、障がい者基本計画の推進状況の確認、また、計画の方に市民の方の意見、障がい当事者の方、支援者の方の意見をどのように計画に織り込んでいくかについて検討していくために、令和3年度より新たに設置をさせていただきました。今年度の取り組みにつきましては、現計画の確認、進行状況や市民の声を反映する手法についての意見やそれを実現するために必要なことについて委員の方から意見を収集させていただきました。こちらは、計画の推進に係る課題の協議、市民・当事者の声を反映する手法の検討を引

き続き進めていきたいと考えております。駆け足で申し訳ありませんが、以上でございます。

木全会長 ありがとうございます。聞かなければ分からないことばかりだと思いますので、助かりました。こんな形で自立支援協議会の方は、この部会の中で多様な、本当に障がい分野は広いですから、コロナ禍にも関わらず、このように進んでいくということで、説明していただきました。皆様から、御質問、御意見のほうはいかがでしょうか。地域移行でできたものは見ましたか。パンフレットですね。

三浦委員 出て配ってましたっけ。

事務局 まだですね。

木全会長 次回ここに出していただければ、皆さん見えますね。

まだできてないのですよね。

事務局 そうですね。それを使って皆さまの意見を徴収したりとか、また、パンフレットを使って、ZOOMで研修会等を部会で実施している状況です。

木全会長 また、本当に完成したら、皆さんの方にお配りしていただいて、ここで確認できるといいですね。ありがとうございます。もう少し時間がありますので、皆さんの方から御質問や御意見出してください。また、分からないところなんかも、どんどん質問してもらえればと思いますので、よろしくをお願いします。

私から、者入りの計画と者抜きの福祉計画と児童の方が、分けて岡崎市は作っているということでもいいですよ。

事務局 形としましては、岡崎市障がい者基本計画・岡崎市障がい福祉計画・岡崎市障がい児福祉計画となっております。大きく1本は基本計画がございまして、者の福祉計画と児の福祉計画を一緒に作っているというイメージとなります。

木全会長 私の関わっているところでは、けっこう大変なので、6年に1回これを作って、児と者の3年ごとに作るのは、ちょうどまく3年6年で改定していかないとものすごく大変なので、分けて作るのはやめようとい

うことにしているのですが、岡崎は別になるのですか。

事務局 計画期間としては重なるような期間をもっております。基本計画は令和3年から令和8年までの6年間の計画で、者と児の福祉計画は3年の計画になっておりまして、大きく基本計画が改定される際にも、3年ごとの福祉計画が改訂されますし、本市におきましては、基本計画を3年ごとに中間見直しということをしてしておりますので、児と者の福祉計画の更新に合わせまして、6年ごとの基本計画も中間見直しをさせていただいている状況でございます。

木全会長 ここは、進捗管理を含める審議会になっているので、ここでも振り返りをされていると思うのですが、次回でいいですので、昨年度までの計画がどうで、重点目標がこうで、ここまではやれましたよ、ここが不十分で残りの比較をしますよというのが、次回までに出していただけると、本来のここの役割を果たせると思いますのでよろしくお願いします。

他は皆さんいかがですか。

岡崎市は18歳以下の医ケア児ってどのくらいですか。

事務局 だいたい100を切るくらいで70、80くらいですね。

木全会長 70か80がきちんとここの中の管理の対象に乗っかっているということでですね。

事務局 これまでも9月に医ケア児の支援法ができたところでございますが、これまでですと支援ごとに医ケア児という定義がつけられていたところが、やっとこれで医ケア児の定義が固まってきたなかで、県等が中心になって医ケア児等の実態を把握していくような流れになっていくのかなと思うところでございます。そのような部分でありますと、市の方もこの医ケア児支援のために、しっかりとしていかなければいけないと思います。

木全会長 80人の名簿がまずあって、相談支援での加算もつくわけですし、日中活動とか学校とかの支援も含めて、この80人くらいはこれからやっていくということですね。これは毎年増えていきますからね。あと心配なのは18歳超えてから。児の扱いがなくなっても、急に医ケアの扱いが必要

なくなるわけではないので、そういうところはどうなっていますか。

事務局 本市ですと、医ケア児のコーディネーターを中心に、連携等を今強化しているところでございます。そういうところで、連携会議等をしながら、医ケア児に限らず、児から者への繋ぎという部分はしっかり支援をしていきたいと思っております。

木全会長 大人の方で医ケアが必要な方はどのくらいですか。

事務局 正確な数字は持っていないところではございますが、新型コロナ禍で医ケア児者の方に県の事業でエタノールを配布した記憶に頼ってしまっていますが、20人弱くらいの方が18歳を超えているような状況であったかなと認識しております。

木全会長 数字的には、18歳以下が80人くらいで、大人になったら今20人くらいだということなんですね。まだ掴めてないことっていっぱいありそうですね。ありがとうございます。他の方いかがですか。

浅野委員 分かれば良いのですが、就労支援専門部会の9月10日の「就労継続支援B型事業所が次々とできてくることに対してサービスの質の低下について心配する声があった。」というところについて、具体的にどのような話があったかを教えていただければと思います。

事務局 この部会で具体的にというところが分からないのですが、ここ最近の最近の傾向で行きますと、就労継続支援B型が非常に増えていっているという状況がございます。そういう部分で言いますと、質の確保という部分が問題になっているという状況があるかということは認識しております。

木全会長 たぶん協議会の方では、どのくらい岡崎市内に事業所があって、市外にどのくらい出ていっているという状況を掴んでいると思いますが、ここは何かがないと分かりにくいということですね。

関連して知っておきたいなと思ったのですが、権利擁護のところ、昨年度、虐待の通報が岡崎市でどのくらいで、認定したのがどれくらいとか、差別解消推進法で差別だと言われたものがどのくらいで、認定したのがどれくらいで、とかはわかりますか。大体でよいです。

事務局 県に報告している数字等がありますが、今ここにもっていないので申し訳ありません。

木全会長 大体でよいです。虐待の実績はどれくらいあったのですか。

事務局 今日虐待の担当がいませんので、すみません。数字がないわけではありませんが、ただ、今そのような報告を出すところだと思いますので。

木全会長 権利擁護部会で報告とか対応はしっかりやられていると思うので、ここには数値と大変な状況くらいは、次回でいいので、委員の皆様にお伝えして、少し確認することもこの部会の役割だと思うので、細かな検討等ではなく数値と概要くらいは、国の方で定められていて、この審議会、実質の推進協ですので、自立支援協議会をちゃんと見ながらというところで、確認しなくてはいけないこととなっているところは、出していただいて、皆さんと確認したことを残しておかないと、ちゃんとやっているのかということになりますので、よろしくお願いします。

他の皆さんはよろしいですか。まずは福祉計画等を読んでいただいて、岡崎市の実態とかを見ていただきながら、自分たちのそれぞれのお立場と、重ね合わせて、色々ご意見いただけるようになればと思います。地域の方で民生員をされている方とかでいかがですか。いつも関わっている専門職の方はそれなりに分かりながらやっているのですが、そうではない方で、民生委員としての関わりで何かあれあれば、一言ずつ言ってもらって終わりにしましょうか。

林委員 民生委員としてはほとんど高齢者の方への対応で、障がい者の方については災害時の要支援者名簿で把握するくらいで、なかなかご自宅に訪問することがないので。地域では大切なことだとは思っているので、少しずつ障がい者の方のところに入っていったらよいと思います。

木全会長 災害のことだと、法律が変わってやらなければならないところはこの部会がどうやるのかについて聞いておいたほうがいいですね。

事務局 個別避難計画のことだと思うのですが、個別避難計画に関しましては、今年度、ふくし相談課でモデル地区を決めまして、個別避難計画だと障がい者だけではなくて、災害時要配慮者が対象になりますので、そ

れでやっていく形になりました。障がいだからというわけではなく、市全体で個別避難計画が必要な方についてどうやっていくというのを、ふくし相談課という地域共生社会推進の担当の課が中心になってやっていくという形となります。

木全会長　すると、そこと連携しながら、特にサービス利用計画を書いている相談の人たちとも繋がりながら、その中に、避難所のところを含めて書いていけるような形にこれからだんだんくなっていくのですね。

事務局　個別避難計画に関しては、事業所もちろんなのですが、災害が起きたときに、いかに地域の方に支援していただくかということになってくるので、実際は、例えば事業所の職員がそこに出向くことが難しいということを見ると、要は災害時要配慮者に関しては、民生委員さんに把握していただいて、その中で風災害や地震のときに、それぞれこの方はどのような支援が必要かどうかを、実際に地域の方と話し合っていくというものになっていくと思います。

木全会長　でも、ものすごく大変で、日中サービス利用しているところで何か起きたらそっちの方が早いわけで、夜だったりしたら地域になるけど、サービスを利用している人は相談支援の人たちと一緒にしながら作らないと多分うまくいかない。難しいのは、サービスを利用していない人で、地域にいる人が1番難しいと思います。するとそのようなことを含めて、これはものすごく大変なことですね。

事務局　市としては、全体でどのように考えていくかということにはなると思っています。もちろん障がい福祉課が関わらないというものではないので、ふくし相談課が中心となって、先ほど申し上げましたように、地域の方々とも考えながらということになっていくと思います。

木全会長　本当に大変だと思います。だって民生委員の方によると、高齢者とは近くても、障がい者の方とは、という実態があるので、また考えられるといいですね。

三浦委員　個別避難計画は、前に障がい者のカードを作っていて、私たちのところでもグループホームの子で、グループホームにいるのか、日曜日に帰

る家の方かで、親御さんの資産の関係で住民票は移せないで、だから住民票のある方だと言われたが、実際にいるのはグループホームではないかということがあった。そのような中で、地域の総代さんに情報を渡したというところもありました。今、個別避難計画と改めて聞いて、前のものがやってあれば、もうやれているのではないかと思います。それが、後追いでしっかり続いているから、改めて法律なりでしっかりやりますよということであれば、前にうまくいっているところや、途中で挫折したのはなぜなのかについて確認して活かしていったらと思います。

木全会長 発言されていない鈴木さんいかがですか。

鈴木委員 今日のお話をはじめて聞かせていただいたことが本当に沢山でした。社会福祉協議会の地域福祉計画の方に参加させていただいて、どのようなことがやっていけるのかということについてやっておりますけれども、正直申し上げて、今回、色々資料見させていただいて、初見が多くて、色々な機関で色々な方たちが、それぞれ支援について協議をこんなにしていらっしやったのかということからまず始まりました。やはり、色々ありますけれども、災害については早急に整えていっていただかなくてはいけないのではないかと非常に思っておりますので、市の方にも一刻も早くというか、準備をされていて悪いことはないと思いますので、ぜひお願いしたいなと思っております。

織田委員 今回初めて参加させていただきまして、初見のことが多く、勉強になりました。我々は、歯科に関して直接、障がい者・児の治療をすることで関わらせていただいておりますけれども、ちょっと見ていて、こども発達専門部会の8月19日の行方不明児の事故についてということがありますけれども、これは出て行方不明になってしまった子の水面事故の件でしょうか。

事務局 はい。

織田委員 この子も、我々の歯科医師会の障がい者診療に関わっていた子でありまして、ニュースが出たときにすぐに、情報がないかについて対応させていただいたのですが、こういうときに市の方でも色々手分けしてやら

れるのでしょうか。

事務局 今年度の見守り支援につきましては、この案件を教訓としまして行った事業になります。やはり、行うにあたって、個人情報の開示というところが行政としては非常に大きな課題になります。今回、GPSもありますけども、先ほど申し上げた高齢者の方にすでにあります見守り支援ネットワークの中に障がい児者を追加したということで、事前に所在不明になる可能性があるお子様については、事前に登録していただければ、警察の方に情報を入れさせていただくのと同時に、ご本人様の情報を流すことを許可してもらえれば、こちらの方から見守り支援員の方に情報を流して、できるだけ行政の職員だけではなく地域で見守っていただくという仕組みが、高齢者の中にはあったのですが、障がい者にはなかったもので、別の仕組みを作るのではなく、一緒に地域で守るという中で、認知症の方と障がい者の方を同じスキームで支援していこうという形のものを作らせていただいたということになります。

織田委員 GPSも関係しているわけですね。

事務局 そうです。

木全会長 守秘義務のところ、自立支援協議会や分科会の参加のときに、守秘義務ちゃんと守りますと書くことが、他の市町では当たり前になっていると思います。協議会の方は委員の人に辞令が出てきたときに、守秘義務を守りますという宣誓の署名があり、たぶんしなければいけないことになっていると思いますが。

事務局 現状はそのような書類は準備していなかったのですが。

木全会長 昔は書いたと思いますが。ここも本当は、きちんと個別のケースが出たときには、守秘義務の方を確認しておくということをお願いしたいなと思います。

事務局 対応等を確認させていただきまして、必要な対応をさせていただきます。

閉会

6 閉会の日時

令和4年4月28日（木） 午後3時10分